

ビザ～覚えておきたいポイント～

- ① 在留資格は**29種類**あり、種類によって**活動内容**が決まっている
- ② 在留資格は必ず**1人1種類**
- ③ 個人ごとに**滞在できる期間**が決まっている

在留資格とは

29種類の在留資格

就労が認められている在留資格
(活動内容が特定される)

技術・人文知識・国際業務、

企業内転勤、外交、公用、教授、

芸術、宗教、報道、**高度専門職、**

経営・管理、法律・会計業務、研究、

医療、教育、興行、技能、技能実習、

介護、特定技能 (2019年4月1日より追加)

何でもできる万能在留資格
永住者

日本人の配偶者等
永住者の配偶者等
定住者

曖昧な在留資格

留学、家族滞在
特定活動

就労が認められていない
在留資格

短期滞在、研修
文化活動

各ビザの特徴と手続き

就労ビザって？ ～技術・人文知識・国際業務の要件～

	学歴・実務経験	業務内容	職種例
技術・人文知識	【学歴】 ・大学を卒業または大学と同等以上の教育(海外の教育機関含む)を受けたこと または ・日本の専門学校を卒業したこと (専門士or高度専門士の学位必須)	【実務経験】 ・従事する業務に係る実務経験10年以上	・理学、工学その他のほかの自然科学分野もしくは法律学、経済学、社会学その他人文科学分野に属する技術もしくは知識を要する業務 (技術) プログラマー、SE、設計士 (人文知識) 企業法務、コンサルタント、営業企画
国際業務	【学歴】 ・大学を卒業したこと (短期大学含む)	【実務経験】 ・従事する業務に係る実務経験3年以上 (翻訳・通訳、語学の指導のみ)	・外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務 翻訳・通訳者、英会話教室の先生、貿易担当、デザイナー

※学歴と実務経験はどちらかがあればOK

就労ビザって？ ～技術・人文知識・国際業務での雇用～

従事業務内容

- 専門的な知識を使う業務
- 外国人特有のスキルを使う業務

単純就労 ×

建設現場での肉体労働、店舗での接客、清掃など、
単純就労とみなされる業務はNG！

4月入社新卒採用時の手続きフロー

～10月	内定	・ ・ ・	就労ビザ要件の確認
～12月	必要書類の収集	・ ・ ・	会社側、申請人側の 必要書類を確認
12～1月	出入国在留管理局へ申請	・ ・ ・	本人もしくは取次者にて申請
2～3月	結果交付	・ ・ ・	申請者宛に、はがきにて 結果交付
3月	卒業	・ ・ ・	卒業証明書の発行
3月	新しい在留カードの受取	・ ・ ・	卒業証明書を持って直接受取

入管からの問い合わせ事例

案件① 十分な業務の確保

業務内容

北海道のホテルで、中国語圏宿泊者に対する接客、ご案内、予約業務、販促書類の作成に付随する中国語での翻訳・通訳及び中国語対応を主な業務内容として申請



入管からの追加資料提出通知

- 1、直近一年程度の国籍別外国人宿泊者数が分かる資料
- 2、外国人従業員リスト



入管の疑い

外国人対応業務が主な業務と言えるほど外国人来てるのか
他に対応できる外国人従業員はいないのか

入管からの問い合わせ事例

案件② 日本人と同等以上の待遇

月額給与

大阪市内の企業で、海外展開に係る国際業務に従事する予定の外国人の月額給与を約16万円として申請



入管からの追加資料提出通知

- 1、申請人の報酬が、同地域、同一学歴等条件、かつ同種の業務に従事する方と同等以上の報酬である事を説明及び疎明する資料



入管の疑い
日本人と比べて報酬が低いのではないか

外国人採用時のビザの注意点まとめ

1. しっかりとした採用計画(外国人の必要性)をもって採用する
…外国人の必要性はビザ申請時に入管に説明します。
2. 内定前に就労ビザ要件を満たしているか確認
…要件を満たしていなければ内定を出していてもビザは取れません。
3. スケジュールは入社に間に合うように前もって設定する
…申請から結果交付まで2~3か月かかる場合もあります。
4. 入管に提出する申請書の内容は、本人と会社双方が必ず確認する
…申請内容と実際の業務に乖離があると虚偽申請、不法就労につながります。
5. 入社後、ビザの期限管理を行う
…1日でも期限を過ぎると不法滞在となってしまう為、本人、会社双方で注意が必要です。

外国人材の探し方

- ・人材紹介会社に依頼する

- ・自治体のサービスを利用する

- 外国人雇用サービスセンター

- https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/gaikokujin_center_goannai/center/center_goannai.html

- 東京外国人材採用ナビセンター

- <https://tir-navicenter.metro.tokyo.lg.jp/>

- ・留学生向けの企業説明会に参加する

- ・SNSを利用する

外国人ビザに関するサービス ～外国人を雇用する会社向け～

専門家への
アウトソーシング

外国人ビザ サポートサービス

外国人雇用に伴う手続き、ビザ、雇用管理などについて、ワンストップでサポートします。法改正にも随時対応いたします。

外国人労働者を雇いたい

「技術・人文知識・国際業務」「技能」「企業内転勤」「経営・管理」「高度専門職」に加え、新設の「特定活動（本邦大学卒業者）」も対応可能です。

外国人雇用について気軽に相談したい

外国人雇用に関する相談顧問サービスもございます。ビザの期限管理も行います。

外国人労働者の税金・就業規則・給与等

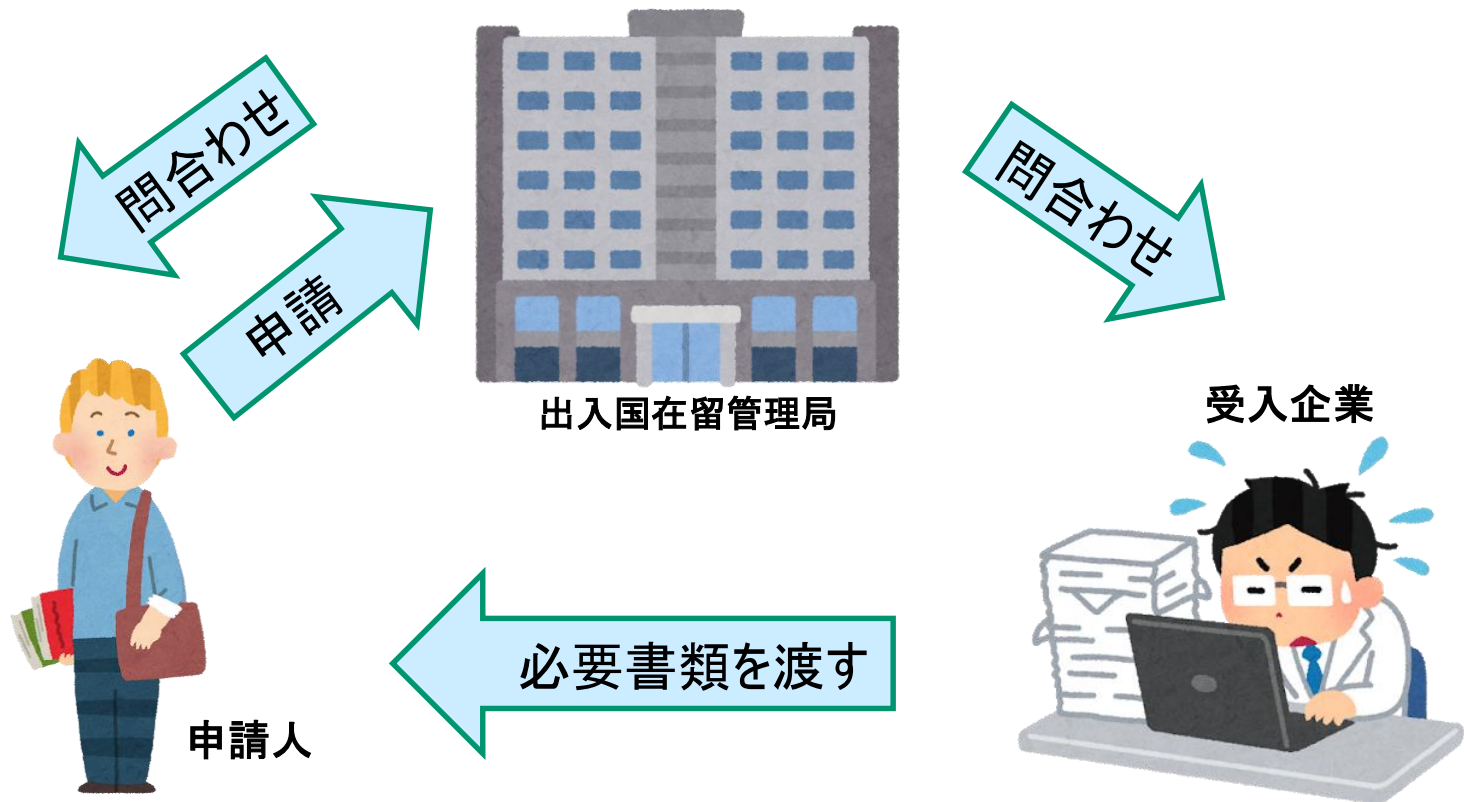
税理士および社会保険労務士と連携し、トータルサポートいたします。

このような会社におすすめ！

- 初めて外国人を雇用する
- 複数外国人のビザの期限管理が大変
- 法改正に対応できない
- 人事担当者の相談先が欲しい

◆お問い合わせ◆

TOMA行政書士法人
TEL 03-6266-2535 toma@toma.co.jp
担当：市丸、宮里、清水



こんなことが大変

- ・必要書類の収集
- ・申請に半日かかる
- ・入管からの問い合わせに対応する

行政書士に頼むと・・・

- ・ビザごとの必要書類をご案内！
- ・申請取次可能！
- ・問い合わせは全て取次者へ！